

総合評価落札方式における賃上げを実施 する企業に対する加点措置(概要) (工事の加点・減点のみ変更)

令和4年3月

九州地方整備局

緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）
「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）

賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討



「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日 財務大臣通知）
・適用対象 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式による全ての調達



「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月24日 本省通知）
・適用対象 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式による全ての調達
但し、令和4年4月1日以降に契約を締結する予定であっても、既に公告を行っているなどの事情があるものは対象外とする。



総合評価落札方式において調達を行う、工事等の評価項目について「賃上げに関する項目」を新たに設け、賃上げ実施企業に対して加点を行う。

対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、工事・業務・物品・役務。

※既に公告を行っているなどの事情のあるものは対象外。

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置(概要)

- 適用対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式による全ての調達。（工事・業務・物品・役務）
（取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものは除く）
- 加点評価：事業年度または暦年単位で、従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。
加点割合は5%以上。
- 実績確認等：加点を受けて落札した企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

入札公告（公示）

加点措置

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価（賃金引上げ表明は①年度単位又は②暦年単位で表明）

加算点 = 従来の加算点 + 賃上げ加算点

- ① 契約を行う予定の会計年度に開始する事業年度
- ② 契約を行う予定の暦年

入札・落札決定

落札者が賃上げ加算点で
加点なし

落札者が賃上げ加算点で
加点あり

実績確認

加点を受けた落札者が対象の事業年度または暦年の終了後に契約担当官等へ提出

① 事業年度単位による賃上げ表明の場合
法人事業概況説明書（又は税務申告の作成書）

② 暦年単位による賃上げ表明の場合
給与所得の源泉徴収票等法定調書合計表

賃上げ基準に達していない者の情報

- ① 契約担当官等が各省各庁の長へ報告
- ② 各省各庁の長は、財務省へ報告
- ③ 財務省が調整し各省各庁の長へ通知
- ④ 各省各庁の長は契約担当官等へ連絡
- ⑤ 契約担当官等から対象者に減点措置の開始時期、期間を通知

減点措置

賃上げ基準に達していない者については、財務省から通知された日から1年間、国の総合評価落札方式の調達の全てにおいて、**加点より大きな割合の減点**

賃上げを実施する企業に対する加点措置の運用【工事】

■ 適用工事及び実施時期

- ・ 総合評価落札方式の調達における全ての工事
- ・ 令和4年4月1日以降に契約を行う工事
※但し令和4年2月1日以降に契約手続き（入札契約手続運営委員会）を開始する工事

■ 賃上げ評価点の加点措置の考え方

変更前

$$\text{評価点} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

変更後

※変更点：加算点に『賃上げ加点』を加点（又は減点） *減点は減点措置通知後の調達から実施

$$\text{評価点} = \frac{\text{標準点} + (\text{加算点} + \text{賃上げ加点}) + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

■ 賃上げ加点の加点・減点の配点

総合評価落札方式のタイプ	加算点 (賃上げ加点を除く)	賃上げ加点	加算点合計	減点
技術提案評価型 S 型	60	4	64	5
施工能力評価型（I 型・II 型）施工体制確認型	40	3	43	4
（試行）地元企業活用評価型				
（試行）電気通信チャレンジ型（参入促進型）				
（試行）機械チャレンジ型	30	2	32	3
施工能力評価型（I 型・II 型）施工体制確認型以外				
（試行）営繕チャレンジ型				
（試行）企業実績評価型	20	2	22	3
（試行）電気通信チャレンジ型（担い手確保型）				
（試行）技術提案チャレンジ型	10	1	11	2
（試行）フレームワーク方式				

※技術提案 S 型（段階選抜）においては、二次審査時に賃上げ加点又は減点を実施する。

 加算点の変更に伴い賃上げ加点を変更

賃上げを実施する企業に対する加点措置の運用【業務】

■ 適用業務及び実施時期

- ・ 総合評価落札方式の調達における全ての業務
- ・ 令和4年4月1日以降に契約を行う業務
- ※但し令和4年2月1日以降に契約手続き（入札契約手続運営委員会）を開始する業務

変更前

評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (配置予定管理技術者の経験及び能力に係る評価点※)

+ (技術提案評価点) × (履行確実性度)

※ (試行) 簡易型ショート版については企業評価も加味する



変更後

*減点は減点措置通知後の調達から実施

- 技術評価の得点合計に、『賃上げ加点』を加点（又は減点）し、技術評価点を算出する。

評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

評価項目の見直し (赤字)

技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (配置予定管理技術者の経験及び能力に係る評価点※)

+ (技術提案評価点) × (履行確実性度) + (賃上げ加点)

※ (試行) 簡易型ショート版については企業評価も加味する

賃上げを実施する企業に対する加点措置の運用【業務】

■ 賃上げ加点の加点・減点の配点

	総合評価落札方式のタイプ	技術評価の 配点合計 (賃上げ加点を除く)	賃上げ加点	技術評価の 配点合計	減点
土木関係建設コンサルタント業務・ 測量業務・地質調査業務	簡易型1：1	100	6	106	7
	標準型1：2、1：3				
	(試行)技術提案簡素化型(簡易型)				
	(試行)技術提案簡素化型(標準型)				
	(試行)技術者評価重視型				
	(試行)担い手育成型				
	(試行)簡易型ショート版				
	(試行)技術提案チャレンジ型				
土木関係建設 コンサルタント業務	発注者支援業務等	80	5	85	6
	事業調査業務	50	3	53	4
補償関係 コンサルタント業務	簡易型1：1	100	6	106	7
	(試行)技術提案簡素化型(簡易型)	100	6	106	7
	発注者支援業務等(用地補償総合技術業務)	80	5	85	6
	用地調査点検等技術業務	35	2	37	3
建築関係建設 コンサルタント業務	簡易型1：1	100	6	106	7
	標準型1：2、1：3				